

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和元年度 鶴ヶ島市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	8	3,300	12	3,300	0	0
1	53	エチルベンゼン	10	3	345,830	6	830	0	345,000
1	80	キシレン	12	1	1,577,780	3	3,880	0	1,573,900
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	8	3,600	11	3,600	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	12	1	1,072,630	5	19,730	0	1,052,900
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	10	3	62,200	8	8,000	0	54,200
1	300	トルエン	10	3	3,236,000	1	27,000	0	3,209,000
1	306	ニアクリル酸ヘキサメチレン	1	8	1,000	16	1,000	0	0
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	8	1,800,000	2	1,800,000	0	0
1	356	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル	1	8	1,900	14	1,900	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	9	6	1,135,000	4	0	0	1,135,000
1	400	ベンゼン	9	6	215,000	7	0	0	215,000
1	403	ベンゾフェノン	1	8	650	17	650	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	8	2,300	13	2,300	0	0
3	4	イソホロン	1	8	1,400	15	1,400	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	8	3,700	10	3,700	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	8	22,000	9	22,000	0	0
合計			—	—	9,484,290	—	1,899,290	0	7,585,000

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。